

病原微生物検出情報（IASR）掲載記事の著作権に関するお願い

病原微生物検出情報（Infectious Agents Surveillance Report、以下「IASR」という）は、国立健康危機管理研究機構（JIHS）国立感染症研究所（以下「感染研」という）と厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課（以下「厚労省」という）が発行する感染症に関する定期刊行情報誌であり、1980年3月から継続して毎月1回発行して参りました。47年の長きにわたり本誌を刊行できましたことは、ひとえに皆様のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

JIHS 発足にともない感染症情報提供サイトが整備されましたが、感染症情報のさらなる有効活用を目指して公式 SNS（X:旧ツイッター、YouTube）などでの発信や、記事全体ではなく一部を引用するなど、ご寄稿いただいた記事の公開範囲を広げていく見込みです。特に X など発信時に文字数制限がある場合は、記事の内容を要約して公開することも想定しております。

そのために IASR は 2026 年 10 月より 寄稿規程を定めて運用を開始します。IASR Vol. 47, No. 10 以降に掲載された記事については、IASR に掲載された記事の著作権（日本国著作権法第 21 条から第 28 条までに規程するすべての権利を含む）を感染研に帰属させていただくこととなります。

寄稿規程が策定される以前に掲載された IASR 記事などについては、執筆を依頼する際に旧感染研ウェブサイトへの掲載について連絡を差し上げておりましたが、著作権の保有は明確にしない状態となっておりました。つきましては、寄稿規程の運用開始前である 2026 年 9 月以前に IASR に掲載された記事に関しても、著作権の譲渡について、著作者の皆さまにご了承をいただきたく、お願い申し上げます。

すでに公開済みの記事に関して著作権譲渡にご了承いただけない場合は、2027 年 9 月 30 日までに、IASR 事務局に文書または電子メールでお申し出ください。その際は、共著者の皆様のご意向をご確認のうえ、代表著者の方からお申し出くださいますようお願い申し上げます。

なお、寄稿規程および著作権の詳細については、「著作権に関する Q&A」もご参照ください。

感染研では、このお知らせが過去にご寄稿いただいた著者の皆様の目に触れることを前提としておりますが、発刊からかなりの時間が経過していることもあり、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、随時個別にご相談させていただく所存です。

〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1
国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所
感染症サーベイランス研究部
IASR 事務局 iasr-c@nih.go.jp